

「震源を特定せず策定する地震動」の導入に係る  
「設計及び工事の計画の認可」等の後段規制への経過措置について

2023年10月20日  
日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構が所有する新規制基準に対応し原子炉設置変更許可（以下、「設置変更許可」という。）を取得済みの施設であって、かつ、今後、「震源を特定せず策定する地震動」への対応として「設計及び工事の計画の認可」（以下「設工認」という。）が必要な施設は、大洗研究所にある HTTR(高温工学試験研究炉)（以下、「HTTR」という。）のみである。

HTTR においては、令和3年11月15日に「震源を特定せず策定する地震動」への対応として設置変更許可申請を行い、令和4年5月13日及び令和4年8月26日の審査会合にて内容を審査頂き、主な審査を終えたことから設置変更許可申請の補正を令和5年7月11日に実施した。基準地震動は申請時よりもやや大きくなったが、結果として設備側の補強工事は不要であると判断している。また、後段規制である設工認については、工事設計が不要であるため、変更許可取得後に速やかに申請できるように準備を進めている。

設工認等の後段規制への経過措置期間については、現状において工事不要である HTTR は対応必要期間が比較的短くなるが、補強工事の有無や補強工事の程度によって対応期間が大きく異なるため、他事業者における状況を考慮して一律に設定されると認識している。

なお、HTTR において必要な期間は、許可取得から設工認の申請までに数か月程度、設工認の申請から認ままでに必要な期間は審査状況によるが1年程度、その後、使用前事業者検査終了までには数か月程度必要と考える。

HTTR においては、安全性向上の観点から後段規制に係る経過措置期間の設定内容に拘らず、引き続き、迅速に対応を進めたいと考えている。

以上